



2 一 運搬される特定核燃料物質に関する説明書  
二 特定核燃料物質の運搬計画に関する説明書  
三 特定核燃料物質の運搬に係る責任の移転に  
関する説明書

前項の確認申請書の提出部数は、正本及び副本各一通（当該確認に係る運搬か輸出又は輸入を伴うものである場合は正本一通及び副本二通）とする。

**(確認証の交付)**

**第三条** 原子力規制委員会は、法第五十九条の二第二項に規定する確認をしたときは、確認証を交付する。

**附 則**

この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

**附 則（平成一七年二月三〇日文部科学省令第五三号）**

この省令は、平成十七年十二月一日から施行する。

**附 則（平成二〇年四月一五日文部科学省令第一五号）**

この省令は、平成二十年七月一日から施行する。

**附 則（平成二四年九月一四日文部科学省令第三三号）抄**

この省令は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

**附 則（平成二九年一月一二日原子力規制委員会規則第一号）**

この規則は、平成二十九年二月一日から施行する。

**附 則（平成三〇年六月八日原子力規制委員会規則第六号）**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則（令和元年六月二八日原子力規制委員会規則第二号）**

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

**附 則（令和元年七月一日原子力規制委員会規則第三号）**

この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。ただし、第四十四条の規定は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成三十一年原子力規制委員会規則第十一号）の施行の日（令和元年九月一日）から施行する。

## 別記様式（第2条関係）